

様式第10号ア（特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する資料）

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

○強みや専門性に係る活動の内容

（強みや専門性に関する具体的な内容について記載すること。）

総合福祉学部社会福祉学科は、社会福祉学を基盤としソーシャルワークの専門的な学びを通じて、国家資格である社会福祉士等を養成する教育課程である。社会福祉学科の強み・専門性としては、以下の五点を挙げることができる。第一に、相談支援（ソーシャルワーク）の倫理・知識・技術を総合的に学修することにより、対人支援に関する専門性を身に付けることができる。第二に、子ども家庭、障害、高齢、生活困窮等の多様な福祉分野の専門知識や支援方法を習得することができる。第三に、地域支援（コミュニティ・ワーク）に関する専門性を身に付けることができる。第四に、福祉現場での豊富な実習等の経験を通じて福祉に係る行政及び団体との関わりを深めることにより、多機関協働・多職種連携の手法を身に付けることができる。ソーシャルワーカーは、何らかの課題をもつ利用者に対して課題解決・軽減に向けて多様な資源等を「つなぐ」ことをその専門性の一つとしている。第五に、本学に付置されている「社会福祉研究所・発達臨床研究センター」での研究と実践が連携した学びを通して、障害児の療育（発達支援）の専門性を高めることができる。

○強みや専門性を身に付けるために想定される期間や単位数等

（身に付ける強みや専門性に係る活動等が、一般的に一種免許状の教職課程を履修すること両立困難であると想定されるものであることを期間や単位数等の具体的な数値を示して記載すること。必要に応じ、図表等を含めて構わない。）

社会福祉学科社会教職コースは、社会福祉士の強みや専門性を身に付けた小学校教諭を養成することを目的としており、本学において社会福祉士国家試験受験資格を取得するための必要修得単位数は、表1の通りである。

表1 淑徳大学社会福祉学科 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る必要修得単位数

領域	必要総単位数	科目名（いずれも必修）
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法	12	医学概論、心理学概論、社会学概論、現代社会と福祉、社会調査の基礎
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術	12	相談援助の基盤と専門職Ⅰ、相談援助の基盤と専門職Ⅱ、相談援助の理論と方法Ⅰ、相談援助の理論と方法Ⅱ
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術	6	地域福祉の理論と方法、福祉サービスの組織と経営
サービスに関する知識	8	社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
サービスに関する知識	10	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、貧困に対する支援、保健医療サービス、権利擁護と成

		年後見制度、更生保護制度
実習・演習	22	相談援助演習Ⅰ～Ⅴ、相談援助実習指導Ⅰ～Ⅲ、相談援助実習Ⅰ・Ⅱ

総合福祉学部社会福祉学科福祉教職コースの卒業要件は、基礎教育科目で27単位以上、専門教育科目で97単位以上の合計124単位としている。専門教育科目として、社会福祉士国家試験受験資格取得のための単位数は70単位であり、小学校教諭一種免許を本課程で取得する場合は59単位が必要である。小学校教諭一種免許を付与する課程の設置には、最低でも156単位（基礎教育科目27単位、本学で定める社会福祉士必要修得単位70単位、小学校一種59単位）の修得が必要であり、単位制度の実質化の観点から過大な単位数であると考ええる。また本学の履修登録上限は免許科目も含め半期18単位、年間36単位であり、4年間で教育と社会福祉の専門性を身に付けることは大変難しい。

○期待できる相乗効果

（身に付ける強みや専門性が、申請する二種免許状との関係でどのような相乗効果を期待できるかを具体的に記載すること。単に既存の教育課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しないので留意すること。）

総合福祉学部社会福祉学科福祉教職コースにおいて社会福祉と教育の両者の専門性を有し、社会福祉士国家試験受験資格と小学校教諭二種免許状の取得を目指すことは、学生が社会福祉や教育への知識・技術等を深めることにとどまらず、実社会の課題解決に直接貢献できる能力を身につけることを意味する。社会福祉学科で身に付ける社会福祉の強みや専門性を有する小学校教諭の養成は、上述の「強みや専門性に係る活動の内容」に照らして、次のような相乗効果を発揮が期待される。

第一に、対人支援の専門職であるソーシャルワーカーとしての資質を身に付けることにより、小学校教諭として児童との豊かな対人関係の構築に資することができる。また、児童のSOSをいち早く察知し、一次対応者として、あるいは他の専門職へつなぐ役割が期待できる。さらに、地域共生社会を標榜する社会福祉の専門性は、教育の専門性と相まって、教室内での多様性への理解と対応力が向上し、すべての児童が互いを尊重し合いながら学ぶ環境を実現できることが期待される。

第二に、子ども家庭、障害、高齢、生活困窮等の多様な福祉分野の専門知識や支援方法に関する学びを修めることで、様々な背景をもつ児童一人ひとりのニーズに応じた適切な対応を小学校教諭として自ら展開することに加え、小学校における組織的な取組を推進することができる。

第三に、地域支援（コミュニティ・ワーク）に関する専門性をもつことで、学校における地域社会との連携の推進に資することにより、児童が社会の一員として成長するためのプログラム等を立案・実施することが可能となる。こうした活動は、児童の地域社会への帰属意識や地域貢献の意識醸成に資するものであり、社会的スキルの向上を促すことにもつながると考えられる。

第四に、福祉現場での豊富な実習等の経験を通じ、福祉に係る行政及び団体との関係性を有することにより、学校において福祉的支援の必要性が生じた際に、学校と福祉関係者の協働を促進

することができる。

第五に、本学附置の「社会福祉研究所・発達臨床研究センター」において身に付けた障害児療育（発達支援）に関する知識・技術は、近年増加する発達障害児に対する支援を学校において実施することができる。以上の社会福祉に関する強み・専門性を発揮し、学校において児童一人ひとりの個性に応じた教育を展開することができる小学校教諭を育成する。

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

○教育委員会等からの要望や地域や学校における課題

（教育委員会等からの要望や地域や学校における課題を具体的に記載すること。）

千葉県千葉市教育委員会に対して2024年2月に千葉市の教育の現状についてヒアリングを実施し、多様な背景を持つ児童とその対応についての課題のヒアリングを行い、以下の課題が挙げられた。

千葉市は、第3次千葉市学校教育推進計画の施策の一つとして「個別の支援が必要な児童生徒へのサポート一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現」を掲げている。とりわけ、不登校児童・生徒数の増加（令和3年で500人超）については、優先的な課題としており、教室に入れない児童生徒の学習支援や不安・悩みに対する相談支援を行う校内教育支援センター（ステップルーム）を設置し、ステップルーム・ティーチャーを配置している。しかしルームの設置数は少なく、さらに不登校等の相談にのれる教員の確保や、スピーディーに対応できる環境の整備も必要である。また、千葉市では多様な背景を有する児童の教育・支援に当たる教員の資質の向上を図ることが急務とされ、多職種連携の推進、児童のSOSの早期把握、保護者との連携強化等が課題となっている。こうした取組の一つとして、市内の全養護教諭の「性的虐待初期対応RIFCR(リフカー)研修」の受講等が挙げられる。さらに、児童の権利をすべての児童生徒に周知することも課題であり、とくに発達障害や外国にルーツをもつ児童生徒に対しては児童の権利をどのように伝えるかは懸案となっている。多様な児童生徒への対応、家庭への対応等の必要性が増加する中、教員のメンタルヘルスへの影響も生じており、社会福祉の専門性を有する教員等、多様な専門性をもつ教員によるチームの構築が求められている。

ヒアリング後に本学の強みや専門性と免許状の新課程の構想について意見を伺ったところ「千葉市の教育に関する課題に向き合うにあたり、淑徳大学社会福祉学科福祉教職コースでの小学校教員養成には期待したい」と意見を伺った。

○要望や課題に対して解決できる教育課程の内容

（強みや専門性が教育委員会等からの要望等について対応したものになっていることを記載すること。）

社会福祉の強み・専門性の一つである「つなぐ」ことは、千葉市の課題に資することが期待される。本学が養成する小学校教諭は、社会福祉の強み・専門性を発揮し、一人ひとりの児童に真摯に向き合い「誰一人取り残すことのない教育の実現」に向け、小学校、児童、保護者及び家庭、地域社会、専門機関等をつなぐ存在となることができる。社会福祉学科で身に付ける専門性は、多様な背景を有する児童が抱える課題への対応について、小学校での教員集団において重要

な役割を果たすことが可能となる。

総合福祉学部社会福祉学科福祉教職コースでは、教育と社会福祉の両方の専門性を身に付けた人材を養成するために次の学びを提供する。1年次から社会福祉やソーシャルワークの基礎理論を講義や演習を通して学ぶ。とくに、1年次前期には「生活問題論」を履修し、社会福祉の支援の対象となる人や、地域社会に生起する事象である「生活問題」について具体的に学ぶ。1年後期は社会福祉施設にて相談援助実習を行い、ソーシャルワーク実践の場や枠組みの理解をし、ソーシャルワークに係る知識と技術について、具体的かつ実践的に修得する。さらに、2年次以降においても、多様な児童への支援に必要な「子ども・家庭支援」「生活困窮支援」「障害理解と支援」「権利擁護」「更生保護」「地域支援」「ソーシャルワーク」等に関する知識・技術のさらなる習得を図るため、履修モデルを明示し、履修指導を通じて必要な科目の履修を推進する。4年間の学びで、社会福祉士国家試験受験資格を満たし、ソーシャルワーカーとしての知識・スキルを兼ね備えた小学校教員を養成する。

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか。

○両立を目的とした教育課程について

(学年別に記載するのではなく、教育課程全体を通じて無理のない教育課程になっているか記載すること。)

総合福祉学部社会福祉学科福祉教職コースでは、基礎教育科目27単位以上、専門教育科目を97単位以上、合計124単位以上を修得することを卒業要件としている。基礎教育科目の全ての科目は1単位とし、数理・データサイエンス・AI教育や課題解決法の思考力科目、日本語・英語の表現力、社会規範やリーダーシップなどの人間力科目、キャリア科目、人間・社会・国際など文化や社会、人間、自然を学ぶ科目を配置している。専門教育科目では福祉や教育に関する科目を配置し、社会福祉士と小学校教諭二種免許を取得や福祉の関連領域を学ぶことができる。

科目の配置(配当年次)や履修については、1年前期・後期、2年次前期は基礎教育科目と専門教育科目をバランスよく配置し、社会福祉士受験資格と小学校教諭二種免許状を取得するにあたり、基礎的・基本的な知識やスキルを身につける。2年次後期は3年次前期にある相談援助実習Ⅱ(4単位)に向けて、社会福祉士の科目をメインとし、3年次前期は社会福祉の実習と教職課程の各教科の知識や指導に関して学ぶ。3年次後期以降は基礎教育科目では課題解決法や社会との繋がり、専門教育科目は社会福祉士と小学校教諭二種免許状の科目をバランスよく配置し、履修する配当年次としている。

社会福祉士として必要な実習は、1年後期に相談援助実習指導Ⅰ及び相談援助実習Ⅰを各2単位、2年後期に相談援助実習の理解と事前指導2単位、3年前期に相談援助実習指導Ⅱ2単位、相談援助実習Ⅱ4単位、3年後期に相談援助実習指導Ⅲ2単位を配置している。小学校の教育実習は3年後期に初等教育実習指導事前事後指導1単位、4年前期に初等教育実習4単位を配置しており、社会福祉士と小学校教諭二種免許状の課程の実習は時期をずらして実施する。

○科目開設上の工夫や履修指導の体制

（無理のない教育課程とならないよう科目開設上の工夫や履修指導の体制等について具体的な予定を記載すること。）

総合福祉学部社会福祉学科福祉教職コースの卒業要件は基礎教育科目が 27 単位、専門教育科目が 97 単位であり、基礎教育科目は少ない。そのため、基礎教育科目は全ての科目を 1 単位とし、社会や教員として求められる多様な基礎知識やスキルを身につけることとしている。専門教育科目の履修年次については、体系性・順次性に十分配慮したものとし、特定の学年に集中しないようにバランスよく科目を配置している。また、資格免許に必要な単位数は、社会福祉士受験資格は 70 単位、小学校教諭二種免許状は 52 単位、卒業までに基礎教育科目及び社会福祉士・小学校教諭二種免許状取得するための最低単位数は 147 単位としている。なお、本学は各学期（セメスター）の履修登録上限を原則 18 単位、年間 36 単位（長期休みに行う実習 6 単位は履修登録上限外）と定めており、原則半期 18 単位内で基礎教育科目及び専門教育科目（社会福祉士科目及び小学校教諭二種免許状科目）をバランスよく配置した履修モデルとしている。

履修指導は、学生が充実かつ自律した学生生活を送れるように、専任教員が学生一人ひとりの担当アドバイザーとなり、履修登録相談や指導（履修登録科目の承認、履修登録科目の削除・追加の承認）などを行う。またアドバイザーは授業の出席率や GPA が低い学生への助言・指導や（学修意欲の低下や学修方法等の）学業に関する相談なども行うため、教員が研究室で学生の質問や相談に応じるための時間としてオフィスアワーを設け、大学のポータルサイトでいつ相談できるか、学生が確認できるようにしている。また履修指導を含めた学生へのサポートとして、キャンパス内にキャンパスソーシャルワーカーを配置し、アドバイザーと連携する体制を構築している。

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性との関係が認められるか

（強みや専門性に係る活動等と当該学科等の学位プログラムとの関係性について、記載すること。）

本申請における強みや専門性に係る活動である社会福祉と総合福祉学部社会福祉学科との関係は、社会福祉学科で授与する学位は学士（社会福祉学）であり、ディプロマ・ポリシーは下記の通りとなっている。

【社会福祉学科 ディプロマ・ポリシー】

【1 社会の構成員としての基本的知識・技能・態度】

社会生活で必要となる汎用的技能及び社会の構成員として求められる態度や志向性を身に付けているとともに、人類の文化、社会と自然に関する知識について理解している。

（１）日本語及び外国語によるコミュニケーション能力を身に付けている。

（２）情報通信機器の活用に関する知識・技能を持ち、利用における法令順守の態度を身に付けている。

（３）問題を発見し、課題を解決する能力を持ち、立案・実行過程で主体性を持って協働できる態度を身に付けている。

（４）人間・文化・社会・国際事情あるいは自然等について幅広い知識と理解を有している。

【2 社会福祉学分野における知識・技能・態度】

社会福祉学に関する価値、倫理、理論、方法を体系的に理解しそこから培われる福祉マインドを持って、さまざまな実践の場で活用する技能・能力を身に付けている。

（１）社会福祉学やソーシャルワークに関する基本的かつ体系的な知識を身に付けている。

（２）社会福祉の専門職（社会福祉士等）に足る社会福祉の知識と福祉マインドを持って、社会福祉をはじめ幅広い分野で活躍する意欲と能力を身に付けている。

このディプロマ・ポリシーをうけ、社会福祉学科の教育課程は、社会福祉の主要分野における基礎・基本となる知識・技能及びより深い専門性の修得に加えて、理論的知識や技能を実践に応用しうる知識・技能・態度を修得するもので構成している。また社会福祉領域に隣接する関連諸分野の知識・技能の科目も体系的・順次性を踏まえて、配置している。

様式第10号イ

＜社会福祉学科 福祉教職コース＞（認定課程：小二種免）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	【教職課程】 ・情報機器の操作及びデータサイエンスや英語の基礎科目や、基礎科目を通じて教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・教師の意義と責務、職務内容及びチーム学校について理解する。 ・障害がある生徒への理解や支援方法、特別支援教育の意義等及び教育課題を抱える子どもへの対応についても理解する。 【強み・専門性】 ・社会福祉学を学ぶ意味や社会福祉の意味、課題、法律など社会福祉の専門職として必要な基本的な専門知識を学ぶ。 ・相談援助の方法や意義、ソーシャルワーカーの責務や基礎知識・基礎技術について学ぶ。
	後期	【教職課程】 ・1年次前期に引き続き、情報機器の操作及びデータサイエンスや英語の基礎科目や、基礎科目を通じて教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・教育の歴史や教育思想、教育の制度について、基本的な事項を理解する。 ・人の心や行動が生涯を通して、生物学的要因と、社会や文化などの環境とが相互に影響し合いながら発達することを、各発達段階での課題や危機、及び重要な心の機能やその成長プロセスを学ぶことを理解する。 ・教科(生活・体育)に関して、学習指導要領の趣旨を理解し、各教科の特異性と基礎的・基本的な知識及び技術を身につける。 【強み・専門性】 ・ソーシャルワーク実践に深み・奥行きをつけていくうえで不可欠な専門知識(社会福祉士の職域と求められる役割、相談援助に係る専門職の概念と範囲の拡がり、相談援助の対象と3つの実践レベルが絡み合うアプローチの連関性、生活者の視点から捉える包括的支援とリエゾン)について学ぶ。 ・人の心理的な反応や発達過程、基礎的な心理療法や、現代社会の特性や生活の多様性、人と社会の関係及び社会問題とその背景について学ぶ。 ・社会福祉施設を体験の場として、ソーシャルワーク実践の場や枠組みの理解をし、ソーシャルワークに係る知識と技術について、具体的かつ実践的に理解する。
2年次	前期	【教職課程】 ・教育方法を理解し、基礎的な指導技術やICTの基礎的・実践的活用方法を身につける。 ・教科(国語・音楽・図画工作)に関して、学習指導要領の趣旨を理解し、各教科の特異性と基礎的・基本的な知識及び技術を身につける。 【強み・専門性】 ・相談援助やソーシャルワークに必要な内容(援助の対象範囲、実践の基礎になる原理や理論、社会福祉実践が培ってきた固有の援助方法や技法)について学ぶ。 ・高齢者が関わる課題や法制度、それらを活用した支援について理解する。 ・ソーシャルワーカーに必要な社会保障の概念・対象・理念について理解する。
	後期	【教職課程】 ・教科(算数)に関して、学習指導要領の趣旨を理解し、教科の特異性と基礎的・基本的な知識及び技術を身につける。 【強み・専門性】 ・ソーシャルワーカーとして相談援助の過程とそれにかかる知識と技術、相談援助における事例分析の意義や方法を修得するとともに、権利擁護活動を含む相談援助の実際を理解する。 ・障がい者、児童、貧困者が関わる課題や法制度、今日的な生活課題に対する法制度の内容及それらを活用した支援について理解する。 ・保健医療の動向や政策・制度・サービスと実践に必要なソーシャルワーク支援の枠組みを理解する。

3年次	前期	【教職課程】 ・小学校の教育課程について、意義や編成の方法及びカリキュラムマネジメントの意義について理解する。 ・教師が行う教育相談の基本、発達段階に応じた子どもの問題、特別支援教育の理解と支援、予防・開発的な教育相談法、教師支援、保護者支援、校内や関係機関、スクールカウンセラーとの連携について理解する。 ・教科(音楽・理科)に関して、学習指導要領の趣旨を理解し、各教科の特異性と基礎的・基本的な知識及び技術を身につける。 ・各教科(初等音楽科教育法・初等図画工作科教育法)の目標、学習内容、指導法、指導案づくりなどについて理解を深め、模擬授業を通して指導計画作成力や実践的指導力を身につける。 ・生徒の発達や今日的な問題を認識し、生徒指導の意義と方法について理解し、実践的方法を身につける。 【強み・専門性】 ・現代の生活者の福祉課題を学び、地域福祉の推進主体のそれぞれの役割を説明することができるとともに、地域福祉の理論ならびに方法論について理解する。 ・実習を通して福祉実践の一端に触れ、実際に利用者、対象者と関わり、援助・支援について考察することを通じて、福祉専門職として求められる資質・能力を身につける。
	後期	【教職課程】 ・各教科(初等生活科教育法、初等算数科教育法、初等社会科教育法)の目標、学習内容、指導法、指導案づくりなどについて理解を深め、模擬授業を通して指導計画作成力や実践的指導力を身につける。 ・地方自治体の教育行政や校の組織編制、教育課程の編成、教育職員の身分・服务等の仕組みなどの我が国の教育制度や教育行政について理解する。 ・学校における道徳教育の意義と役割を学習指導要領との関連、道徳の理論や指導法に関する内容を理解する。 ・総合的な学習の時間の意義・原理の理解及び指導計画の作成や、集団行動や体験活動等の指導について理解を深め特別活動の特性に応じた指導計画を作成する力を身につける。 ・実習の目的、位置付け、内容、実習生としての心得・マナー、授業実践、服務、実習後の取り組み等について理解する。 【強み・専門性】 ・ソーシャルワークの実践に必要な知識・技術・価値観を統合し、社会福祉士としての使命に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ・社会調査の意義と目的、統計法と官公庁統計、調査倫理、標本抽出、量的調査の方法、質的調査の方法など、調査の企画から分析までの過程に関する基礎的な事項を学ぶ。
4年次	前期	【教職課程】 ・教科(英語)に関して、学習指導要領の趣旨を理解し、各教科の特異性と基礎的・基本的な知識及び技術を身につける。 ・「初等教育実習」を通じて、授業で学んだ知識や技能・指導技術と実践を結びつけ、教育の実践力を涵養する。 【強み・専門性】 ・権利擁護の意義、支える法と仕組み、権利擁護活動の実践について理解する。 ・社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持された福祉サービスの提供のため、社会福祉施設経営管理(マネジメント)の意図的な手法を学び、実践的な能力を身に付ける。
	後期	【教職課程】 ・各教科(初等英語科教育法)の目標、学習内容、指導法、指導案づくりなどについて理解を深め、模擬授業を通して指導計画作成力や実践的指導力を身につける。 ・「教職実践演習(小学校)」を通して、教員に求められる資質・能力が身についたか、総合的な自己分析から自己課題を明確にし、必要な意識や技能の定着を図る。 【強み・専門性】 ・犯罪者処遇の分野での近年の動向、刑事司法制度・少年司法制度の基本的事項、更生保護制度の概要(法制、組織、従事者、保護観察、仮釈放、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦)、医療観察、犯罪被害者支援の各措置について理解する。

様式第10号イ（教諭）

＜社会福祉学科 福祉教職コース＞（認定課程：小二種免）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称					
年次	時期	各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目	強み・専門性を身に付けるための科目・活動
1年次	前期	教職概論			情報リテラシー		現代社会と福祉
					コミュニケーション英語Ⅰ（基礎）		相談援助の基盤と専門職Ⅰ
							生活問題論
							相談援助演習Ⅰ
	後期	教育原理	生活		データリテラシー	情報社会とデータサイエンス	相談援助の基盤と専門職Ⅱ
		発達心理学	体育		コミュニケーション英語Ⅱ（応用）		心理学概論
							社会学概論
							相談援助実習指導Ⅰ
							相談援助実習Ⅰ
2年次	前期	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む。）	国語				相談援助の理論と方法Ⅰ
		特別支援教育の理解と方法	音楽				高齢者に対する支援と介護保険制度
			図画工作				相談援助演習Ⅱ
	後期		算数				相談援助の理論と方法Ⅱ
							児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
							障害者に対する支援と障害者自立支援制度
							貧困に対する支援
							保健医療サービス
							相談援助演習Ⅲ
							相談援助実習の理解と事前指導

3年次	前期	教育課程論	家庭				権利擁護と成年後見制度
		教育相談の理論と方法	社会				相談援助演習Ⅳ
		初等音楽科教育法					相談援助実習指導Ⅱ
		初等図画工作科教育法					相談援助実習Ⅱ
		生徒・進路指導の理論と方法	理科				
	後期	初等生活科教育法			健康管理と身体活動		社会調査の基礎
		初等算数科教育法					相談援助演習Ⅴ
		初等社会科教育法					相談援助実習指導Ⅲ
		教育行政学					
		道徳の指導法					
		総合的な学習の時間と特別活動の指導法					
		初等教育実習事前事後指導					
4年次	前期	初等教育実習	英語				地域福祉の理論と方法
							医学概論
							社会保障
							福祉サービスの組織と経営
	後期	初等英語科教育法			スポーツと運動科学		更生保護制度
		教職実践演習(小学校)			日本国憲法		

[illegible]